

臨時国会召集要求書

安倍内閣は、新型コロナウイルス感染症への初動対応を完全に誤った。いわゆる「アベノマスク」に象徴される科学的根拠のない的外れ、後手後手の対応は事態を収束させるに至らず、感染者は再び急増、第二波到来とも言うべき深刻な事態を招いている。

安倍内閣の失政はまた、わが国経済に甚大なダメージを与え、国民に多大な犠牲を強いている。遅きに失した緊急経済対策が執行されるまでの間、多くの事業者が倒産・廃業に追い込まれたことは、痛恨の極みと言うほかない。しかも、この期に及んでも、「G.O.T.O. トラベル」キャンペーンに象徴される朝令暮改、支離滅裂の対応を続け、国民を混乱に陥れている。

このような中、政府与党は、われわれの会期延長の申し入れを黙殺し、通常国会を閉会した。その上、この間われわれが再三再四要求した、総理出席の下での予算委員会集中審議の開催にも応じていない。総理の記者会見についても、六月十八日以降一ヶ月以上も行われていない。国民がまだかつて経験したことのない深刻な不安の渦中にあるにもかかわらず、安倍内閣が国民への説明責任を果たそうとしないことに、国民の政治への不信感は増すばかりである。

新型コロナウイルス感染症に対し、国民が一丸となつて立ち向かっていくためには、国権の最高機関である国会を召集し、国民の英知を結集させるしかない。加えて、各地で頻発する豪雨災害に対応するためにも、臨時国会の早期召集は不可欠である。

よつてここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会保障を立て直す国民会議及び社会民主党は、衆議院議員百三十名の連名により、速やかに臨時国会を召集するよう強く求める。安倍内閣は、那霸地方裁判所が、憲法五十三条に基づく臨時国会召集は「憲法上明文をもつて規定された法的義務」と判示したこと重く受け止め、責任ある対応を取られたい。

令和二年七月三十一日

安住淳外百三十名

代表者

安住 淳



原口 一博



穀田 恵一



広田



吉川

